

平成28年第1回

奈良県後期高齢者医療
広域連合議会（定例会）会議録

開会 平成28年2月16日

閉会 平成28年2月16日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会

4. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

5. 出席議員（16名）

2番 西村元秀君
3番 遊田直秋君
4番 大橋基之君
5番 札辻輝巳君
6番 伊木まり子君
7番 森田瞳君
8番 新澤良文君
9番 青木義勝君
10番 堀口誠君
11番 森下豊君
12番 太田好紀君
13番 東川裕君
14番 吉田弘明君
16番 竹内幹郎君
18番 森川裕一君
19番 今中富夫君

欠席議員（4名）

1番 土田敏朗君
15番 山下和弥君
17番 小城利重君
20番 北岡篤君

6. 説明のため出席した者

広域連合長	上田清君
副広域連合長	吉田誠克君
副広域連合長	福西力君
代表監査委員	上田和利君
会計管理者	胡内恭太郎君
理事	石原正三君
事務局長	清水威夫君
事務局次長	勝井康晴君
総務課長	豊井宏至君
事業課長	仲村裕行君

7. 職務のため出席した者

書	記	中	文	子
事務局職員		村	井	仁
速	記	石	原	志朗

議長（札辻輝巳君） ただいまより平成28年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議につきましては、関係者による写真などの撮影を許可いたしておりますので、ご了承おき、お願い申し上げます。

次に、監査委員より例月出納検査及び定期監査の結果報告書の提出がありました。議席に配付いたしておりますので、ご清覧おき、よろしくようお願い申し上げます。

広域連合長より招集の挨拶がございます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 奈良県後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は平成28年第1回広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公務ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、高齢者を取り巻く状況でございます。皆様もご承知のとおり、昨年10月に発足をいたしました第3次安倍改造内閣は、若者・高齢者、女性・男性、難病や障害のある方、生活困窮者など、誰もが社会の一員として家庭や職場そして地域で、それぞれ自分らしく活躍できるチャンスが得られるようにしていくために、新3本の矢からなる「一億総活躍社会」を掲げられました。そのうち、第3の矢の「安心につながる社会保障」では、高齢化に伴い必要となる介護サービスを充実させるとともに、働く環境改善、家族支援を行うことで、十分に働ける方が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すものとされております。さらには、全国的な横展開を通じて、生活習慣病等の重症化予防など健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進し、元気で豊かな老後を送れるために取り組みを強化するとされているところでございます。

そのような中、当広域連合におきまして、健康寿命の延伸を目的として今年度6月1日からスタートさせました口腔健診事業は、11月30日までの6カ月間で、受診率は12.3%と当初の予想を上回り、順調に滑り出したと考えております。

また、平成28年度、29年度の保険料率につきましては、今議会で保険料率の改定をご審議いただきますが、算定に当たりましては、医療給付費の増などの保険料率上昇の要因がある中、剰余金を活用するなどにより保険料率上昇の抑制を図ったところでございます。

一方、保険料率上昇の抑制のためには医療費の抑制が重要であることから、先ほど申し上げました口腔健診をはじめとする健康診査などの保健事業により積極的に取り組んでまいりますので、実施に当たりまして一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本定例会におきましては、今申し上げました平成28年度及び29年度の保険料率の改定に係る議案を含む条例改正6議案と、平成27年度特別会計の補正予算、平成28年度一般会計及び特別会計の当初予算の3議案、副広域連合長及び公平委員会の委員の選任同意の2議案を提出させていただいております。何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれ

の議案につきまして、ご議決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、定例会の開会に当たりまして招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（札辻輝巳君） それでは、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

直ちに日程に入ります。

日程第1、議席の指定を議題といたします。

さきの広域連合議会議員選挙に当選され議員になられました森下豊君、森川裕一君の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、私より指名いたします。

森下豊君の議席を11番に、森川裕一君の議席を18番にそれぞれ指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、竹内幹郎君、18番、森川裕一君、以上2名の方を指名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月16日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第4、発議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の説明を求めます。

10番、堀口誠君。

10番（堀口 誠君） 失礼いたします。議員発議で提出させていただいております、奈良県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正することについての概要について、説明をさせていただきます。

本案につきましては、女性議員が活躍できる環境を整備し、議会を活性化し、よりよい住民サービスを実現するため、標準市議会会議規則において、出産に伴う議会の欠席に関する規定を設ける改正をされました。この趣旨を踏まえて、本広域連合議会においても、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、出産に伴う本会議の欠席に関する規定を定めるために、広域連合議会会議規則の一部を改正いたしたく、提案するものでございます。施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、概要の説明といたしたいと思っております。議員の皆さん方のご理解を賜りまして、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について、議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について、議第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、議第4号、奈良県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、議第5号、奈良県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、以上5議案を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) ただいま上程をいただきました議第1号から議第5号までの5議案について、一括して説明を申し上げます。

まず、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正についてをご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

本案は、行政不服審査法が全部改正され、行政庁の処分に対する不服申し立ての制度が、公平性や使いやすさの向上、国民の救済手段の充実拡大する観点から、異議申し立ての廃止や不服申し立ての手続を審査請求に一本化されるなど、時代に即した見直しが行われ、平成28年4月1日に施行されることに伴い、「異議申し立てその他の不服申し立て」の文言を削除するものでございます。

次に、議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について並びに議第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてをご説明いたします。

議案書の2ページ並びに3ページをご覧ください。

本2議案についても、改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、「異議申し立て」及び「不服申し立て」の文言を「審査請求」に改め、また、改正法では、審査請求された審査庁は原則として審理員を指名しなければならない旨を規定してお

りますが、すぐれた識見を有する委員で構成される合議制の機関において審理、採決の公平性が保たれる場合には、条例に特別な定めを置くことで審理員の指名を要しないこととされていることから、当広域連合の情報公開・個人情報保護審査会がこれに該当するため、審理員の適用除外を定める条項を追加するものでございます。

次に、議第4号、奈良県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてをご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

本案については、改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、「異議申し立て」及び「不服申し立て」の文言を「審査請求」に改めるものでございます。

最後に、議第5号、奈良県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の5ページをご覧ください。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、人事行政の運営等の状況の報告事項である第3条第6号中の「勤務成績の評定」の文言を削除し、第3条第2号として、「職員の人事評価の状況」を追加、あわせて、改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、「不服申し立て」の文言を「審査請求」に改めるものでございます。

以上、上程されました5議案についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論、採決に入ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

議第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより議第1号の採決を行います。

議第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより議第2号の採決を行います。

議第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより議第3号の採決を行います。

議第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより議第4号の採決を行います。

議第4号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより議第5号の採決を行います。

議第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議第6号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました議第6号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、その内容をご説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。

本案は、次期財政運営期間である平成28年度及び平成29年度の保険料率を定め、また、保険料軽減対象者の拡充のために均等割額を軽減する判定所得基準の見直しを行うものでございます。

まず、平成28年度、29年度における保険料率につきましては、所得割率100分の8.92、被保険者均等割額4万4,800円に定めるものでございます。また、低所得者の保険料負担を軽減するため、保険料均等割額の5割・2割軽減対象の拡大を図るものでございます。なお、保険料率の算定につきましては、1人当たり保険給付費の増、本県の被保険者の対全国比所得の増に伴う国調整交付金の減額、後期高齢者負担率の増など、保険料上昇要因がある中、的確な保険財政の運営に努めることにより生じた剰余金の活用により、保険料上昇の抑制を図ったところでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

議第6号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） 異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議第7号、平成27年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました議第7号、平成27年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億6,053万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,641億2,931万3,000円とするものでございます。その内容の主なものについて、ご説明をいたします。

議案書の13ページから14ページをご覧ください。

まず、歳出予算から説明を申し上げます。

2款、保険給付費、高額療養費におきまして7億4,727万7,000円の増額、14ページに移りまして、4款、特別高額医療費共同事業拠出金で1,001万3,000円の増額で、いずれも当初予算見込みを上回る経費が発生するため、9款、諸支出金の高額医療費負担金返還金、国庫、県費合わせて324万2,000円の増額を予算計上するものでございます。

議案書の13ページをご覧ください。

歳入予算として、前年度繰越金を増額計上し、収支の均衡を図るものでございます。

以上、上程いただきました議7号議案について、その概要をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

議第7号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） 異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、議第8号、平成28年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について及び議第9号、平成28年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についての2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 平成28年度の一般会計予算案及び後期高齢者医療特別会計予算案を提案し、審議をお願いするに当たり、その概要を申し上げ、議員並びに県民の皆様方のご協力とご理解を賜りたいと存じます。

まず、議第8号、平成28年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億3,569万7,000円でございます。前年度当初予算に比較しますと、率にして75.8%、金額にいたしますと19億8,963万6,000円の減となっております。

次に、第2条の一時借入金の最高額は1,000万円でございます。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

議案書の20ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金は、構成市町村の負担金6億2,585万円で、規約に基づく負担割合でご負担をいただくものでございます。

2款、繰越金は981万1,000円で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出の主な事項についてご説明を申し上げます。

議案書の21ページをご覧ください。

1款、議会費は、議会の開催経費等104万7,000円でございます。

2款、総務費は、派遣職員に係る人件費や事務所賃借料及び広域連合の運営に係る経費等1億1,983万5,000円でございます。

3款、民生費は、後期高齢者医療特別会計への繰出金5億1,380万6,000円でございます。

続きまして、議第9号、平成28年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、議案書の37ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,651億3,629万3,000円でございます。前年度当初予算に比較をいたしますと、率にして4.0%、金額にいたしますと64億239万6,000円の増となっております。

次に、第2条の一時借入金の最高額は100億円でございます。

初めに、歳入の主な事項についてご説明を申し上げます。

議案書の39ページをご覧ください。

1款、市町村支出金は295億3,003万6,000円で、保険料負担金や療養給付費負担金及び保険料軽減に係る保険基盤安定負担金でございます。

2款、国庫支出金は518億1,718万5,000円で、療養給付費負担金や高額医療費負担金、広域連合間の財政力の不均衡等を調整する調整交付金、健康診査補助金等でございます。

3款、県支出金は135億4,013万3,000円で、療養給付費負担金、高額医療費負担金や県との連携強化に係る保険者機能強化推進負担金等でございます。

4款、支払基金交付金は685億515万2,000円で、保険給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金でございます。

5款、特別高額医療費共同事業交付金は6,409万5,000円で、400万円を超える診療報酬請求書のうち、200万円を超える部分について交付をされるものでございます。

8款、繰入金は8億6,435万7,000円で、事務費に係る一般会計からの繰入金と後期高齢者医療給付費等準備基金からの繰入金でございます。

9款、繰越金は6億6,132万1,000円で、前年度繰越金でございます。

10款、諸収入は1億5,257万3,000円で、交通事故等で加害者に医療費を求償する第三者納付金等でございます。

続きまして、歳出の主な事項についてご説明を申し上げます。

43ページをご覧ください。

1款、総務費は4億3,160万4,000円で、国保連合会に対するレセプト管理等の委託料や電算システムの運用経費、被保険者への広報経費、派遣職員に係る人件費負担金等でございます。

2款、保険給付費は1,638億8,767万5,000円で、歳出の99.2%を占め、医療機関等や被保険者に支払う療養給付費や高額医療費、葬祭費、審査支払手数料等でございます。

3款、財政安定化基金拠出金は6,500万円で、予定保険料収納額の不足や見込み以上の保険給付費の増加等に備え、県に設置されている財政安定化基金へ拠出するものでございます。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金は5,976万3,000円でございます。

5款、保健事業費は5億2,604万8,000円で、被保険者を対象として実施しております健康診査、口腔健診事業の費用でございます。

6款、医療費適正化事業費は1億766万8,000円で、レセプト点検委託料やジェネリック医薬品利用差額通知作成委託料、健康相談訪問指導委託料のほか、柔道整復師等療養費支給申請書点検業務委託料等を計上しております。

以上、一括上程をいただきました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論、採決に入ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

議第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより議第8号の採決を行います。

議第8号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより議第9号の採決を行います。

議第9号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、同第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) ただいま上程をいただきました本案につきましては、副広域連合長のうち、広域連合の運営に関し識見を有する者の選任について、奈良県知事の荒井正吾氏を選任いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

広域連合と奈良県との連携強化の一環として、荒井奈良県知事に副広域連合長として広域連合に参画いただいているものでございますので、何とぞよろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長(札辻輝巳君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、同第1号は原案に同意することに決定いたしました。

日程第10、同第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき

同意を求めることについてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました本案につきましては、平成28年1月21日付で亀井公平委員会委員の辞任に伴い、その残任期間に対し委員として亀田弘昭氏を選任いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

亀田氏は現在、檀原市公平委員会の委員長に就任され、豊富な識見、高潔な人格からも適任者であると存じますので、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） 異議なしと認めます。

よって、同第2号は原案に同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。よって、本定例会はこれで閉じることいたします。

議員各位には、慎重なる審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。理事者におかれましては、今後も後期高齢者医療制度の円滑な運営に努力されるよう期待するものでございます。どうもご協力ありがとうございました。

閉会に当たり、広域連合長より挨拶がございます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） それでは、定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様には、本日の議会にご提案を申し上げました案件につきまして、慎重にご審議をいただき、原案どおりご議決を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今後も、県や各市町村との連携を密にとりながら、安定的かつ円滑な制度の運営に努めてまいります。議員の皆様方におかれましても、今後ともなお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、閉会の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（札辻輝巳君） それでは、これをもって平成28年第1回奈良県後期高齢者医療広域
連合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長

札 辻 輝 巳

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

竹 内 幹 郎

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

森 川 裕 一